

○大野治彦

平成28年の決算総括質問に立たせていただいて以来、約3年ぶりにこの場に立たせていただいております。昨年4月までの2年間につきましては、板橋区議会の議長を務めさせていただきました。坂本区長をはじめとする板橋区行政の皆様、そして区議会、区民の皆様との信頼関係の下、大変得難い貴重な経験をさせていただきましたことに心より感謝を申し上げます。

間もなく、1年がたつんですけど、なかなかリズムがつかめていないんですけども、初心を忘れることなく板橋区のさらなる伸長、発展に向けて活動をさせていただけるのが現状でございます。再度、原点に立ち戻り質問をさせていただきたいと思いません。

はじめに、施策事業の推進の基となる財政関係について質問を致します。板橋区の財政状況におきましては、地方法人課税の一部国税化、税率の引下げ、さらには地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正により、板橋区をはじめとする特別区の貴重な財源が奪われている状況が発生しています。

ふるさと納税による影響額につきましては、平成28年度は3億4,000万円であったものが、令和元年度には12億8,000万円を超える額となっています。そして、令和2年度におきましては、17億1,300万円もの巨額の財源が失われていくことが見込まれています。

税制改正の影響が最も大きく表れたのが令和2年度、まさに今回示された予算にも表れている財政調整交付金の減少でございます。平成28年度に改正されました地方法人税制の改正、法人住民税市町村分の減収が主な要因となり、特別区交付金、いわゆる財政調整交付金が対前年度比で41億円の減少となりました。

質問いたします。地方法人課税の一部国税化、税率の引下げ、地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税、それぞれ板橋区の影響に対する対応策、取組みについての見解をお聞かせください。

○政策経営部長

国によります一連の不合理な税制改正によりまして、令和2年度のみならず、恒常的に区の財源を奪うものでございます。計画に示す施策展開を支える財政基盤を危うくするものでございます。

将来、悪化が見込まれます財政環境を念頭に、財政運営指針及び基金及び起債活用方針を策定し、財政運営の基本的な考え方や事務事業の着実な推進のための財源を明らかにしたところでございます。

このほか、特別区と東京都が一体となって、国に対し、税制改正の見直しを再三求めております。今後も、引き続き申入れを継続してまいりたいと考えております。

○大野治彦

令和2年度の予算編成では、その影響により財政調整基金から49億7,000万円を繰り入れることによる予算編成となっている状況です。税制改正による影響が主な要因であるとするならば、財源不足は半永久的に続くこととなります。

今回の予算編成過程において財源不足が見込まれることは予測されていたにもかかわらず、東京都からの財政調整交付金41億円の減少を上回る財政調整基金より49億7,000万円を繰り入れての予算編成を組まれた理由についての見解をお聞かせください。

○政策経営部長

令和2年度の予算では、地方法人課税の税制改正の影響を一定程度見込んでいたものの、財政調整の交付金の財源でございます市町村民税法人分が2,000億円に迫る大幅な減収見込みとなりました。こういった東京都からこれが示されましたのが、財調協議も終盤の12月も押し迫ってからでございました。

これにより、特別区交付金が想定以上の大幅な減となることが判明したため、財政調整基金から49億7,000万円の繰入れを行うこととなったものでございます。

○大野治彦

12月ということで、なかなか変更が利かないという状況であったことは理解を致します。平成31年度、令和元年度予算では、収入と支出のバランスの取れた収支均衡型の予算編成でした。令和2年度の予算編成におきましては、景気、税制改正による財源不足を財政調整基金からの繰入れで補うことができましたが、今後、このような状況が毎年度発生した場合の対応についてお聞かせください。

また、税制改正の影響額につきましては算定困難とのことですが、清算基準見直しの影響額をどの程度見込まれたのか、併せてお聞かせください。

○政策経営部長

特別区の財政構造は、もともと景気変動の影響を受けやすい歳入構造にございます。今回は、昨年10月に施行されました税制改正の影響によるもので、平年度の約半分程度の影響が発生すると見込んでいるものの、今後、恒常的に失われることとなります。

この影響は、令和3年度におおむね平準化いたしますが、今年度以上に財源不足が生じ、財政状況は一層厳しさを増すと想定されます。不足する財源につきましては、基金及び起債活用方針に基づき、基金繰入れと起債を活用することにより補い、同時に、今後の活用に向けて計画的に積み立てていくことにより対応してまいります。

また、税制改正全体の区における影響を算出することは、現時点では難しいところではございますが、令和2年度予算の編成におきまして、地方消費税交付金全体といたしましては、地方消費税率の引上げや暦日要因によりまして、前年度比17億1,500万円の増、120億8,800万円を見込んでおります。そのうち、清算基準の見直しにおきましては、8億6,800万円のマイナスの影響を見込んでるところでございます。

○大野治彦

ただいまご答弁いただきましたけれども、税制改正、急激な経済状況の変化が板橋区の財政に与える影響は多大なものであると思います。

そのようなときに備えての財政調整基金ですが、平成19年のリーマンショックの影響を受けてから数年間のように、毎年財源不足を財政調整基金からの繰入れで賄うことには限界があるように感じる次第でございます。

いたばしNo.1 実現プラン2018に続く計画として、いたばしNo.1 実現プラン2021が今年度からスタートいたします。令和2年度が計画の中間年に当たり、計画が示す目標に向かうステップとなる重要な年となるとのことです。財源不足が板橋区の政策に与える影響について、見解をお聞かせください。

○政策経営部長

少子高齢化の進展などに伴いまして、福祉費が毎年増加しております。また、老朽化した公共施設の更新が多数控えているため、歳出は今後も増加し続けると見込んでおります。歳入歳出両面で見直しが行われない場合、基金が枯渇し、実施を見送らざるを得ない計画事業、また、縮小、廃止せざるを得ない既存事業が出てくる可能性があると考えております。

今回の財源不足に対しましては、一層の歳入確保に努めるほか、施策や事務事業の連携によります効率化や行政サービスの最適化を図り、基本計画後半に向けて東京で一番住みたくなるまちにつなげる施策を展開できるよう、全庁挙げて取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

○大野治彦

令和2年度の予算案が示すとおり、財政状況に大きな変化があったわけですが、普通建設を中心とする実施計画事業ですが、これまで20年以上にわたり公共施設の更新が停滞しているように思います。経年変化やまちの求める行政需要に十分配慮した公共施設の再編整備が必要になります。

また、駅前開発などのまちづくりは、商店街をはじめとする当該地域などの活性化のために進めていくべき事業で、地域福祉の増進に寄与するものと思います。

そこで伺います。昨年12月20日に東武東上線立体化事業に関する都市計画決定がなされました。立体化の財源は、東武東上線連続立体化事業基金によるものと理解していますが、東武東上線連続立体化事業基金につきましては、令和元年度予算にて一般会計から45億円の基金を積み立て、特別会計に繰り入れましたが、令和2年度の予算では、基金への繰入れは行われる予定はありません。

今後、立体化に向けての基金の積立ては行われいいのかを含め、公共施設の更新や駅前開発の財源をどのように確保されようとしていくのか、伺います。

○政策経営部長

東武東上線連続立体化事業基金につきましては、大山駅を中心とした約1.6キロメ

一トル区間の連続立体化と関連する都市計画事業に必要な金額を令和元年度に一括で積み立てておりまして、現時点でさらなる積立てを行う必要はないと考えております。

ただし、事業に係る積算単価の上昇や立体化区間の延伸など、計画に変更が生じた場合には、新たな積立てを検討する必要があると捉えております。公共施設の更新や駅前再開発の財源につきましては、基金及び起債の活用方針に基づきまして、計画的な取崩しと積立てを行うことにより、確保してまいりたいと思っております。

○大野治彦

一般会計の全体的なことについてお聞きいたします。一般会計予算の規模が、平成28年度予算から2,000億円の大台に乗り、毎年増え続けています。毎年の予算規模が大きくなってしまふ要因についての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政策経営部長

増加している要因には、様々ございますが、やはり特徴的なものとして、私立保育所保育運営費、それから、障がい者自立支援給付経費などを中心として、福祉費の増加が続いていること、それから、老朽化に伴います公共施設の更新経費が増加していることなどが歳出予算を増加させる要因となっているところでございます。

○大野治彦

令和元年度の実施計画事業の進捗状況と併せて、令和2年度の実施計画事業がどのように推移するのか、見通しをお示しいただきたいと思ひます。

先ほども述べましたが、東京で一番住みたくなるまちの実現に向け、いたばしNo.1 実現プラン2018に続く計画として、いたばしNo.1 実現プラン2021が令和元年度からスタートいたしました。令和2年度が計画の中間年ということで、計画が示す目標に向かうステップとなる重要な年となることを踏まえての見通しをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政策経営部長

実施計画事業につきましては、板橋区指定事業等進行管理規程、こういったものに基づきまして、予算規模の大きな事業をはじめ、あらかじめ対象事業を決定いたしまして、着実な施策展開に努めているところでございます。

令和元年度につきましては、第3四半期までの実績報告が終了している段階ではございますが、一部に遅れがある事業もございますが、八ヶ岳荘や美術館のリニューアルオープンをはじめ、おおむね順調に推移している状況でございます。

令和2年度の実施計画事業につきましては、新型コロナウイルス感染症によりまして経済活動の縮小、大規模イベントの自粛など事業推進に様々な影響が及ぶことが確実な状況でございます。そういった中ではございますが、あずさわスポーツフィールド

の完成、板橋コミュニティ・スクールの本格始動、新中央図書館の開設など東京2020大会を契機としたレガシー創出と魅力発信となるよう、進行管理に注意しつつ、適切に取り組んでいく考えでございます。

○大野治彦

まち・ひと・しごと創生法が制定され、地方自治体は人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5年間、平成27年度から31年度の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた総合戦略を策定することが努力義務とされました。

板橋区は、平成27年国勢調査人口を基準人口としつつ、平成30年公表の社人研推計や人口の現状を踏まえて推計を行い、人口ビジョンを平成31年1月に改訂されました。

なお、人口ビジョンは国の施策の効果が表れた場合の目標とすべき人口であり、長期的推計として各部行政分野の個別計画などにおいて活用を図るものとされています。令和2年3月1日現在の板橋区の人口は57万1,122人ですが、人口が増え続けていることに対する見解をお聞かせください。

○政策経営部長

No.1プラン2021と併せて改定を致しました人口ビジョンでは、当面は人口増が見込まれ、板橋区の人口のピークは令和2年から令和12年になるとともに、約55万4,000人の人口が58万6,000人と大きく増加するという推計結果となっております。

近年の人口増の傾向を見ますと、転入者増によります社会増によるもので、東京への一極集中や外国人労働者の増など社会情勢によります影響が大きいと考えますが、生産年齢人口も令和7年、2025年がピークだというように予想はしておりますが、増加をしております。区がこれまで取り組んでまいりました施策展開が功を奏してきたのではないかと捉えているところでございます。

○大野治彦

ありがとうございます。機会があるたびに、税、保険料、使用料・手数料の収入未済、不納欠損についての見解、取組みについて質問をしてまいりました。財政が逼迫する要因の一つとして、収入未済、不納欠損処理の課題があるのではないかと思います。平成30年度決算における一般会計の収入未済額は40億6,000万円、不納欠損額は4億8,000万円となっております。

不納欠損につきましては、5年間で時効となります。国民健康保険料の収入未済の時効は2年間です。平成30年度につきましては、この収入未済額のうち、例えば、特別区税分が約12億6,000万円となっております。前年度と比べて、約3億2,000万円減っていますが、板橋区では、平成29年4月に債権管理条例を施行し、国民健康保険や介護保険等の各種保険料と認可保育所の保育料の債権を納税課が引き継ぎ、特別区民税、住民税と一括して滞納整理事務を行う滞納整理事務の一元化を行うことにより、

少しずつ改善がなされていますが、いまだ巨額な数字を示しています。

何らかの事情で納税、納付ができない方への対応は言うまでもありませんが、財政状況を少しでも改善するためには、新たな対応策が必要であると考えますが、区の実情についてお聞かせください。

○総務部長

債権管理条例に基づきまして、各所管において債権の適正管理に努めるとともに、国民健康保険等の滞納保険料の一部困難案件を特別区民税あるいは都民税と併せて一元的に対応することで、委員ご指摘のとおり、一定の成果につながっているところがございます。

本来、滞納となる前に自主的に納めていただくということが、やっぱり原則望ましいというところがございます。これまでも、窓口での支払いに加え、口座振替あるいはコンビニエンスストア、モバイルレジでの支払いということで、納付チャンネルを拡充して利便性や収納率の向上を図ってまいりました。

令和2年度におきましては、新たに取組みといたしまして、令和3年1月になりますけれども、特別区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、この税、料につきまして、これまでのモバイルレジに支払いに加えてクレジットカード利用を復活するとともに、新規にLINE Pay支払いを導入し、収入未済、不納欠損の圧縮に努めていく考えでございます。

○大野治彦

まだ支払いがされていない金額が40億円もありますので、こちらにつきましては、引き続き債務者の状況に応じた適切な債権管理を行い、一層の徴収に努める必要があるのではないかと思います。ありがとうございます。

次に、財政指標に関して伺います。板橋区の平成30年度の経常収支比率は82.6%であると決算報告時にありました。若干の改善は見られるものの、80%の水準が切れない状況が続いています。経常収支比率とは、財政の弾力性、ゆとりを見るための指標で、この割合が低いほど財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示しています。

適正な水準としては、おおむね70%から80%が標準的な数値と言われております。この数値が大きくなればなるほど、新たな施策に対応する余地が少なくなります。この点に関しましては、容易に縮減することのできない経費、人件費、公債費、扶助費などの経費割合が高く、長期的な取組みが必要であることは理解いたしますが、別の重要指標であります財政力指数が平成28年度から連続して数値の改善がなされていないとのことです。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除したものであり、その数値が1を超える場合は、地方交付税の対象外になるとのことです。特別区23区は不交付団体ですが、板橋区は23区中で17番目の位置にあり、留保財源に余裕がない状態にあり

ます。一般財源、自主財源を増やすことが財政力指数を改善し、同様の関係にあります。経常収支比率の改善につながるものと考えますが、板橋区は、この点に関しどのように取り組んでいかれるのかを考えを伺います。

○政策経営部長

先ほど、中村とらあき議員のほうからもご質問がございました。経常収支比率ということで、一定の目安をどのように考えるかということで、それぞれの地方公共団体の財政構造、こういったものを踏まえて検討する必要があるかと思えます。

ただ、各自治体を比較する意味では、一つのきちっとした指標として、これまで使われてきたというところがございますので、それを踏まえて、板橋区としてもどうしていくかというところがあると思えます。

扶助費をはじめとしました義務的経費の増加が続いている中で、経常収支比率を改善するためには、やはり経常的な経費の抑制を図るとともに、一般財源、自主財源の比率を高めていく必要がございます。特別区税をはじめとする既定債権の収入率の向上や収入未済を解消し、税外収入の確保に取り組むほか、まちづくりへの投資を行うことにより、まちの活力を引き出していくことも重要だと考えているところでございます。

○大野治彦

私も三十数年前に民間企業に勤めていたんですけれども、物流というところから営業に回って、毎日毎日、数字、数字で追い立てられていたことを思い出しますけれども、一般企業とは少し行政は違うと思うんですが、やっぱり行政の皆様は数字のノルマがない中で、自主財源を増やすというのはなかなか容易ではないと思うんですが、今部長が答弁されたように、具体的に自主財源をどのように確保されていくのかというのが、ちょっと今の答弁では、あまりちょっと分からないので、もう一度質問させていただきたいんですが、どのような具体的な方策を、再度質問させていただきたいと思えます。

○政策経営部長

確かに、自主財源という中に、1つ、確かに、例えば国ですとか東京都、こういった補助金等と、こういったものをどういうふうに確保していくかということも、1つとして大事だというふうに思っています。

あと、自主財源ということでいきますと、区が持っていますやはりいろいろな施設、資産、こういったものを有効活用して、自主財源の確保に努めていくということも、当然、これは併せてやっていかなければいけないだろうというふうに思っています。

板橋区が今持っています自動販売機であるとか、そういったものを、この前もご質問ございましたけれども、そういったものであるとか、いろいろなものを活用して、区の資産を有効活用していく中で、自主財源の比率を高めていく。こういったものの考え方で進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

○大野治彦

少しの金額でも、積み重ねていけば大きな金額になるので、今後も引き続きご対応いただければと思います。

午前中の質問は、ここまでとさせていただきます。

○委員長

大野治彦委員の総括質問の途中でありますが、議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

なお、委員会の再開時刻は午後1時といたします。

休憩時刻 午後零時00分

再開時刻 午後零時59分

○委員長

休憩前に引き続き、予算審査特別委員会を再開いたします。

それでは、大野治彦委員の総括質問を続けます。

大野治彦委員、お願いいたします。

○大野治彦

午前中に引き続いて質問をさせていただきます。

ふるさと納税対策について質問いたします。

ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングとは、群衆と資金調達を組み合わせた造語で、インターネットを通じて自治体などが活動や夢を発信することで、思いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募る仕組みです。令和元年度、板橋区は、児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトをはじめ3事業を実施されました。いずれの事業も目標額を達成したとお聞きしています。

そこで、改めて今年度実施されましたクラウドファンディング事業の実績と成果に対する認識について伺います。

○政策経営部長

今年度初めて実施を致しました3つのクラウドファンディング事業についてですが、合計の目標額は740万円と設定を致しましたが、合計で925万円を超える寄附を頂くことができました。児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトでは、児童養護施設卒園者の実態を知ることができた、よい取り組みであり応援するなど、ご意見を頂き、多くの方々からご評価を頂いたところです。植村直己生誕80周年記念事業、旧粕谷家住宅の保存・管理では、区の特徴的な施設のPRができた、つながったと考えております。

実施初年度としては、様々な課題はあるものの、目標額を達成できましたこと、また区のプロモーションにつながったことから、一定の成果が上がったことと認識しているところでございます。

○大野治彦

植村さんのクラウドファンディングの説明は頂きました。頂きましたよね。ごめんなさい。聞いていなくてすみませんでした。ごめんなさい。聞いていました。すみません。

クラウドファンディング事業につきましては、区民の方々から寄附を頂くことも大変有り難いことではありますが、歳入増という視点では、区外の方から寄附を頂くことも重要なことであると考えます。そこで、今年度実施された3事業について、区外の方々からの寄附の割合及び区外の方々から寄附を頂くために力を入れて取り組まれたことについて伺います。

○政策経営部長

区外の方々からのご寄附を増やすための取組みといたしまして、ふるさと納税サイトでありますふるさとチョイスの活用や区ホームページでの周知を図ったところがございます。

また、3事業を周知するためのリーフレットの作成、関連する区外の施設や団体へ働きかけを行ったほか、東京スカイツリー内の全国観光PRコーナーで7日間、関係課の職員が直接PRを行いました。その結果、寄附金総額に対しまして区外の方々からの寄附の割合は約65%となりまして一定の成果が上がったため、今後も周知活動には力を入れていきたいと考えているところでございます。

○大野治彦

ふるさと納税による影響で、本来区に入る貴重な財源が失われていることについて、区民の多くの方々には知らない方が多いのではないかと思います。実態を正確に知っていただくことも重要であると思いますが、区民の方々への周知について何か取組みを行う予定があればお聞かせください。

○政策経営部長

令和2年度実施のクラウドファンディング事業につきましては、4月にホームページで周知を行うほか、その際にふるさと納税によります具体的な影響額につきまして併せて周知をしたいと考えております。周知する内容といたしましては、ふるさと納税による影響額の推移や、その財源があればどのようなことが実施することができたかなど、区民の方々が実感しやすい内容にしたいと考えております。

また、これまでもふるさと納税を含め、税源偏在是正に関する区の見解を広報いたばしや板橋区の予算の冊子に掲載するなど行ってまいりましたが、令和2年度は改めて広報いたばしでふるさと納税制度の問題点につきまして取り上げ、区民の皆様へ広く訴えていきたいと考えております。

○大野治彦

次に、冒頭に触れましたが、ふるさと納税による影響額は年々拡大し、令和2年度においては17億円を超える巨額の財源が失われていることが見込まれています。ふるさと納税の理念が総務省のホームページに記載されているとおおり、ふるさと納税で地

方再生ということである以上、一定程度大都市の住民税が地方に流出することは、100歩譲って致し方ないのかもしれませんが、影響額が大きいことも事実です。ふるさと納税による影響額をクラウドファンディング事業で全て穴埋めすることは難しく、また意味合いが違うのではないかとも思います。

板橋区が行っているクラウドファンディング事業は、返礼品目当てのふるさと納税とは違い、本来の目的を達成するための理解を寄附をしていただける方々に求めた上での大変筋の通った事業であると実感をしています。今後のクラウドファンディング事業の取組みについてどのように展開されていくのか伺います。

○政策経営部長

令和2年度につきましては、今年度実施を致しました3つのクラウドファンディング事業の目標額を740万円から976万円に引き上げて実施するほか、その目標額以上の寄附を頂けるように取り組んでまいります。また、令和3年度実施に向けまして、公共の福祉の向上や区のプロモーションにつながる新たな事業を全庁を挙げまして検討いたします。また、ふるさと納税の本来の趣旨を損なわない返礼品のあり方につきましても、検討を深めてまいりたいと考えております。

クラウドファンディング事業だけで、ふるさと納税の影響を埋めることは大変難しい状況でございますが、クラウドファンディング事業につきましては、区の取組みを広く周知し、プロモーションにつながるという効果も踏まえまして、様々な工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○大野治彦

ありがとうございます。

次に、特別区競馬組合について伺います。

昨年、一昨年と2年間、特別区23区の議長で構成される特別区競馬組合議会に所属いたしました。競馬組合議会として、現地、大井競馬場も視察いたしました。競馬場とは思えないくらい、まるでテーマパークにいるような、昔の競馬場という雰囲気はありませんでした。特別区競馬組合とはどのような組織なのか、そして特別区競馬組合が特別区23区区長会とどのような関係があるのか、お聞かせください。

○総務部長

まず、経緯から少しお話をさせていただきますと、昭和25年に23区の区長連名で競馬法に基づく競馬開催の許可、この申請を行いまして、地方競馬の開催権を獲得したところでございます。同年10月には競馬に関する事務を共同処理させるため、地方自治法に基づく一部事務組合である特別区競馬組合を設立し、事業収益金は各区に分配されるということになったものでございます。各区の議決によりまして特別区競馬組合規約では、組合は23区をもって組織されると、その執行機関として特別区の区長のうちから管理者が選任されていると、そういう組織になってございます。一方、特別区長会につきましては、特別区間の連携や特別区政の円滑な運営、自治の発展に資する

ために昭和22年に設置されました任意団体というところでございます。

両団体とも23区長による構成であることから、区長会におきましては、競馬の売上げ実績などが逐次報告されるなど、密接に連携している機関である、そうした関係であるというふうに申し上げたいと思います。

○大野治彦

特別区競馬組合から23区への分配金があることを改めて知りました。分配金についてですが、来年度につきましては、各区2億円の分配金が予算計上されるとお聞きしております。板橋区財政にも多大な効果をもたらしていると思います。見解をお聞かせください。

○政策経営部長

昨今の地方競馬を取り巻く状況は厳しくて、構成団体に対して分配金を交付できない競馬主催者もある中、特別区競馬組合ではイベントの開催や積極的な広告・宣伝活動を展開しておりまして、昨年度の総売上げは1,350億円と18年ぶりの高い水準になったところでございます。

特別区競馬組合の収益に基づく分配金でございますが、平成22年度以前は交付されなかった時期もございましたが、23年度以降は毎年交付され、来年度の歳入は5,000万円増の2億円を見込んでおりまして、区財政の貴重な財源となっているところでございます。

○大野治彦

次に、特別区23区と競馬組合の連携、協力について伺います。

事業内容に、23区との連携、東京メトロポリタンウィークの実施、特別区全国連携プロジェクトへの協力などが掲げられています。東京メトロポリタンウィークでは、大井競馬が23区の主催であり、特別区の身近な存在であることを広く伝えるため、23区名、地名にちなんだ競走の実施や、各区から名店、名産品を集めたイベントの開催、各区関係者を招待するなど、23区のPRにつながる東京メトロポリタンウィークが実施されています。

板橋区もこのような機会を有効に活用し、板橋区の魅力やさらなる周知に結びつけることができるのではないかと思います。これまでの取組みと今後の対応についてお聞かせください。ごめんなさい。ほかの区では、区長と議長が、大型スクリーンがあるんですけども、PRをしている映像を視察をしたときに見たことがあるんですけど、そのようなことを行われたこともあるのかを含めてお聞かせいただきたいと思ます。

○産業経済部長

東京メトロポリタンウィークの期間の有効活用についてのご質問ですけども、大井競馬場では毎年11月頃、東京メトロポリタンウィークとして23区に関連した名称を冠したレースを実施したり、委員ご指摘のとおり、PRイベント、各区のPR動画の

放映などを行っているところでございます。

板橋区としても、現在もいたばし二輪草賞を冠した発走を行っておりますが、平成28年度まで実施してきました観光PR動画の提供、りんりんちゃんの着ぐるみを配置した板橋区の観光ブースの出店などを行ってまいりましたが、観光ブース等の売上げが振るわなかったこともありまして、その後縮小した経緯がございます。また、平成28年度まで坂本区長が特別区競馬組合の役員であったことから、恐らくその動画と一緒に写ったのを御覧になったんだと思います。

しかし、大井競馬場は、都心部に位置する唯一の競馬場として、これからもインバウンド向けを含めた23区の有望な観光レジャースポットでもあります。昨年11月に産業経済部の部課長全員で見学もさせていただきました。強くそう思いました。区の絶好のPRの場と考えられますので、委員ご提案のとおり、観光グッズに限らず、板橋区の歴史、商品、産業など、多面的に板橋区の魅力を発信する場として令和2年度からやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大野治彦

ありがとうございます。競馬場の中は若い方が多いので、特にPRなどされると、板橋区の認知度も上がると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

次に、災害対策基金について質問いたします。

大規模災害が発災し、政府から激甚災害指定を受けるようなことがありますと、とてつもない金額の復興財源が必要になることは誰もが認めるところです。板橋区は昨年度、災害対策基金を積立金から運用基金に切り替えました。災害対策経費をさらに充実するようとの意見もあります。また、大規模災害が発災した際には財政調整基金で十分との意見があるともお聞きしていますが、板橋区としてはどのような考えをお持ちなのか伺います。

さらに、昨年度行われた基金条例改正の理由では、基金計画以上の目標額に到達したため条例の一部を改正する必要があるとし、目標額の18億円に到達したため、毎年の基金積立額を200万円以上と定めていた条例の改正が行われましたが、災害対策基金の額は現在の額で足りているとお考えになられているのかなど、今後の対応をお示しいただくとともに、基金を使うようなことがあってはならないのですが、使用するようなことが発生した場合に何に使われるのか、お聞かせください。

○政策経営部長

災害対策基金の額でございますが、条例によりまして18億2,000万円と定めさせていただいております。これは熊本地震において熊本市が行いました発災直後の初動に係る経費を参考に、行政規模を比較した上で算出したものであり、現状、私どもとしましては適正と考えているところでございます。

また、使い道、使途でございますけれども、国及び東京都の財政発動までの間に必

要とされる避難所開設経費や受援物資の受入れ関係経費、廃棄物の処理経費など、こういったものに充てることを想定しているところでございます。

○大野治彦

板橋区が激甚災害地域に指定されたときの災害対策基金で対応する内容との整合性についての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政策経営部長

災害対策基金は条例上、被災者の救護または復旧等の臨時的経費に充てるためと規定しております。発災初動の臨時的経費に充てるものと考えております。その次に、第2段階といたしましては、応急仮設住宅の建設などについては、災害救助法や激甚災害の指定により国庫支出金の交付が想定されるころではございますけれども、災害対策基金の活用を優先することとなると想定しております。

これに對しまして、復興基金でござひますが、こちらは被災者の生活再建支援、また仮設店舗の設営や工場の再建など、本来公費では対応し難い一歩踏み込んだ支援に對し活用されるものと考えているところでござひます。

○大野治彦

災害対策基金の使い道については、発災初動について使われるという答弁を頂いたんですけれども、激甚災害地域に指定されたときの災害救助法に基づくお金というのは、国から頂いて対応できるものなのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政策経営部長

災害対策基金が活用ということと考えておりますが、それ以外には、当然起債であるとか、そういったものでまず対応できるころはやっていく必要があろうというふうに思ひます。先ほどご説明しましたように、国等からそういった災害の指定を受けて、入ってくるまでの間というのは、どうしても各自治体のほうで対応しなければいけませんので、そういった意味では初動の対応に必要な基金と同時に、一定起債をかけて対応していつて、その後、国等の補助金等が入った段階でそういったものを活用していくというようなことで、順次対応を図っていく必要があろうというふうに思ひております。

○大野治彦

ありがとうございます。

それでは、東日本大震災が発災して9年、それ以降、全国各地で自然災害が多発をしております。お亡くなりになられた方々に對しまして心よりご冥福をお祈りするとともに、被災された方々への、関係者の皆様へのお見舞いを申し上げたいと思ひます。

そこで、板橋区は、大船渡市をはじめとする被災地支援で派遣された方々からの体験、報告はどのように生かされているのか、ほかの自治体での支援活動を含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○危機管理室長

よろしく申し上げます。

大船渡市の被災地支援に派遣された職員は、活動を振り返るための報告書を作成いたします。派遣時の体験談を職員報に掲載するなど、その経験を他の職員と共有することで災害に対する職員意識の向上につなげているところでございます。また、他の自治体での支援活動では、例えば平成30年の西日本豪雨の際は、私ども危機管理室から倉敷市に派遣され、被害認定調査に携わった職員の体験を罹災証明発行訓練に生かしているほか、実際に現地の避難所運営において発生していた課題を今般策定いたしました受援計画、こちらの検討の際に参考とすることもできたところでございます。

実際に従事した職員からは、改めて役所が果たすべき使命を痛感した、また人生観が大きく変わったといった声も多く、防災面の観点は無論のこと、職員の基本となる資質の向上に寄与していると認識しているところでございます。

○大野治彦

ぜひ今後の板橋区の災害対応に役立てていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、町会・自治会が設置する防犯カメラについて質問いたします。

平成30年、31年度と、板橋区、議長会より東京都に対する予算要望事項として、板橋区議会より町会・自治会が設置する防犯カメラの設置費、維持管理費の全額負担を東京都に対し求めました。この要望につきましては、2年間にわたり板橋区議会各会派幹事長の皆様の同意を頂き、議長会への板橋区提案の要望事項として認めていただいたことを付け加えさせていただきます。

要望活動につきましては、東京都へ伺い、提案区を代表し、2年間それぞれの副知事に直接説明し、理解を求めました。2年前の東京都からの回答は、残念ながらゼロ回答でした。何もしませんでしたとのことでした。昨年度も同様の要望をし、理解を求めました。昨年度は予算はつきましたが、防犯カメラのメンテナンスと修理費の一部負担をするとの回答で、求めている内容とはかけ離れたものでした。特別区区長会、東京都町会連合会からも同種の内容の要望が出ているにもかかわらずの回答でした。

板橋区もしびれを切らし、昨年より維持管理費の一部助成を始めていただいております。町会・自治会が設置する防犯カメラの設置状況と警視庁への協力状況など、現在の状況についてお聞かせください。

○危機管理室長

町会・自治会、商店街において補助金を活用して設置した防犯カメラでございますが、平成15年度の補助金制度開始からの合計では、申請が89、カメラが総計773台となっております。区内への設置が進んでいるところでございます。また、映像の提供など、警視庁からの捜査協力依頼は、防犯カメラの管理者である町会・自治会と警察が直接やり取りをしている状況でございますため、区では状況を把握している状況にはござ

いません。

○大野治彦

そこで何点かお聞きしたいんですけれども、町会・自治会が設置するときの手の煩雑さの解消は図られているのかどうか伺います。また、令和2年度の東京都の予算では、電気代の補助に対する予算が一部ついたとお聞きしていますが、状況についてお聞かせください。そうしますと、昨年から板橋区が実施している町会・自治会への維持管理費の一部助成制度はどのようなになるのか、お聞きいたします。

○危機管理室長

まず、補助金の手続でございます。町会・自治会における防犯カメラの設置には、その町会・自治会などの団体内での調整のほか、東京都の規定によります補助金の申請、事業完了報告など、様々な手続が現状必要となっております、簡素化に向けて難しい部分がございます。私ども危機管理室として申請団体の負担軽減を図るため、手続についての詳細な手引と提出書類の見本を分かりやすく作成して、各団体に配付しているところでございます。また、きめ細やかなサポートが行えるように、各団体との関係を密にして、必要に応じまして個別の相談を随時実施するなど、町会・自治会の事務手続の支援に最大限努めているところでございます。

次に、東京都による電気代等の補助などございますけれども、東京都は、令和2年度に防犯カメラの電気料金や電柱共架の料金について、新たに補助金の対象とするということを今年の1月に発表し、都が経費の2分の1、区が3分の1を補助いたしまして、町会・自治会の負担は6分の1となる予定であると聞いていたところでございます。現在、東京都が詳細な制度設計を行っている段階でございます、なかなか私どもにちょっと情報が来ておりませんので、この制度の詳細が確定次第、区としての対応を検討の上、速やかに町会・自治会へお知らせしたいと考えてございます。

もう一つ、都が実施する予定の維持管理費の補助制度と区の制度との関係でございますけれども、平成元年度から板橋区では、委員ご指摘のとおり、区独自の防犯カメラの維持管理費の助成制度として、カメラ1台につきまして年2,200円の補助を行っております。現在実施している区の独自制度を継続するかどうかは、今回の都が令和2年度から実施する補助制度の詳細な制度設計が示されてから検討を行う予定でございます。町会・自治会の皆様の負担が今年度以上に大きくなるよう、区としても維持管理費の助成のあり方について、検討は鋭意進めていきたいと考えてございます。

○大野治彦

ありがとうございます。申請の手続は、町会・自治会の方はなかなか慣れていないと思います。今室長からご答弁いただきましたけれども、今現在も丁寧にご対応いただいているということなので、今後も引き続きお願いをしたいと思います。

そこで、町会・自治会が設置する防犯カメラは、一体誰のために設置しているのか。

決して自分たちのために設置しているのではなく、犯罪の抑止、また事件や事故が発生した際には、町会・自治会の担当の方が警察の状況証拠となる映像の提供をされています。この映像については、警察でなくては見ることはできません。本来、警視庁を管轄する東京都が区内の町会・自治会の方々に設置については効果がある場所をお聞きして、設置させていただくのが筋ではないかと思います。事故や事件が発生すると、当たり前のように警察は防犯カメラの記録映像の提供を求めます。すごく矛盾しているのではないかと思います。見解をお聞かせいただきたいと思います。

○危機管理室長

犯罪抑止対策は、都区間の事務分担の上からも、また財政負担の上からも、東京都が主体となって実施すべきであるという点について、区の見解は変わってございません。町会・自治会が設置した防犯カメラから得たデータの大半が犯罪捜査に活用されている実態を見ても、その維持管理費用は東京都が助成すべきであるとして、区議会や町会連合会の皆様のお力添えも頂きながら、区としても継続して働きかけを行ってきたところでございます。

しかしながら、犯罪は場所や時間を選ばず発生することから、警察や区などの公の力だけでは限界がございます。町会や自治会などの地域の皆様の共助の力は大変不可欠なものと認識しており、引き続き安心して暮らせるまちの実現に向けてご協力を頂きたいと考えているところでもございます。

また、この共助の考え方の中で設置された防犯カメラの画像データを警察が提供してもらうのは当然であるというような意識が、現場の警察官にあるとすれば、大変遺憾なことであると私どもは考えているところでございまして、区内警察署に伝え、意識の改善を働きかけていきたいと考えてございます。

○大野治彦

区内の警察署というよりも、東京都に対して引き続き求めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、交通政策について伺います。

平成30年3月に策定された都市づくりビジョンの中で、交通政策の基本方針を策定していくとされ、様々なスケジュールを経て本年4月の議会への報告の後、交通政策基本計画が策定される予定とお聞きしています。板橋区の取り組む様々な計画と整合、連携を図りながら、交通政策全般に関する方向性を定めるものと位置づけられるもので、この交通政策基本計画は大変重要な計画に位置づけられているのではないかと感じます。

いよいよ本格的に始動いたしますが、計画は交通政策ですが、内容が全庁を挙げて取り組まなければならない政策になっています。係長級のワーキンググループや課長級の庁内検討会が行われたのもそのためであると思います。中心となって取り組む都市整備部の策定後の取り組みと方向性についての見解をお聞かせください。

○都市整備部長

現在策定中の交通政策基本計画では、人が主役の交通都市の実現に向けまして、誰もが安心・安全・快適に移動できる持続可能な交通環境の構築を目指しております。交通政策の推進に当たりましては、福祉・環境・観光・子育て分野等と多角的に連携しまして、相乗効果を発揮できるよう、庁内の横断的な組織体制で今後さらに検討を進めまして、取組みを推進していくこととしております。

○大野治彦

都市づくりビジョンが目指す姿、東京で一番住みたくなるまちの実現に向けて、全庁を挙げての取組みをお願いいたします。ありがとうございます。

次に、コミュニティバスについて質問いたします。

平成20年の実験運行から本格導入となり12年が経過いたします。徳丸・赤塚・四葉・大門地域を運行中のコミュニティバスの状況について伺います。走らせる目的は、福祉、観光、通勤、通学のどれに該当するのでしょうか。今後、採算性があれば、バス事業者に運行を委ねる可能性はあるのか、見解をお聞かせください。

○都市整備部長

現在運行しておりますりんりんGOは、運行開始から乗車人数が徐々に増加を致しまして、本格運行を開始しました平成24年度当初の年間7万人から、現在では10万人を超える利用がございます。運行経費の赤字補填となる補助金も、乗車人数の増加に伴いまして、年々減少しているところでございます。昨年10月からは、これまでの小型バスから中型バスに車両を更新して運行を開始しまして、さらに多くの方にご利用いただけるよう環境を整え、地域の足として利用できるよう努めているところでございます。

運行の目的についてですけれども、板橋区におけますコミュニティバスの運行は、公共交通サービス水準が相対的に低い地域の改善を図ることを目的に運行しております。誰もが利用しやすい公共交通としての役割を担っているところでございます。

それから、バス事業者にコミュニティバス運行を委ねる可能性についてですけれども、運行経費の赤字補填としての補助金が乗車人数の増加に伴いまして年々減少している中で、今後のコミュニティバスの運行につきましては、補助金の減少に応じまして、採算性の見合いにより営業可能か、バス事業者と調整を行っていかうと考えております。

○大野治彦

ぜひ一人でも多くの方に乗っていただいて、行く行くはバス事業者に委ねるようなことになるというふうには私は思います。

それでは、私ごとになりますけれども、桜川・大谷口地域が第2の交通不便地域に指定されたこの13年間、ひたすらコミュニティバスの導入、運行に向けて、誰よりも強い思いで取り組んでまいりました。長年にわたり担当部署では、コミュニティバス

の第2の候補地となっていた本地域への調査・検討をしてこられたことは十分認識をしておりますとともに、心より感謝をしています。

この間、町会・自治会の代表者の方々との意見交換の開催も行っていただき、具体的な運行に向けての検討も行っていただきました。担当の方が休日に当該地域を歩いてご確認いただき、地図に落とし込みをされ、入念な調査を頂きましたが、道路幅員をはじめとする様々な課題があることが改めて分かり、導入が難しいとの判断となりました。何よりも板橋区ご当局が運行に向けて様々な対応を頂いたことは、感謝を申し上げます。

コミュニティバスへの思いが強ければ強いほど、逆の考えになってしまいました。福祉的なコンセプトを求めるのであれば、13年前にSTS、スペシャル・トランスポート・サービスという事業が計画されたことがありました。当時、高齢者や障がい者のご自宅にドア・ツー・ドアで送迎するサービスの計画が行われる予定があったのではないかと思います。コミュニティバスの運行は、本地域への運行の予定は残念ながらなくなりましたが、新たな移動手段を講ずる必要性もあると感じます。今後の取組みについての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○都市整備部長

策定中の交通政策基本計画では、多様な交通手段による利便性の向上を目指しております。計画の中では、例えばタクシーの利用なども多様な交通手段の一つとして位置づけをしております。今後はタクシーの利用環境の改善なども行いながら、新たな交通手段についても検討していくこととしております。検討に当たりましては、来年度から、行政、事業者、区民等により基本計画の策定を行ったときの体制メンバーを継続いたしまして、さらに幅広く具体的な対策を検討していく予定となっております。

○大野治彦

ありがとうございます。これはいい意味なんですけれども、健康長寿の板橋を目指すのであれば、健康な方には少しでも歩いていただいて、健康の保持増進に努めていただくのも方法ではないのかなというふうにも考えています。ありがとうございます。

次に、おとしより相談センター、地域包括支援センターについて質問いたします。

65歳以上高齢者人口による包括支援センター委託料の査定について伺います。

今年度より圏域が変更となり、地域センターごとになりました。名称も変更されました。桜川おとしより相談センターの65歳以上の高齢者人口は、旧圏域では8,525人、新圏域では4,148人と約半数に激減となりました。最大格差は、高島平9,849人、三園3,752人の約3倍の格差が発生することになりました。包括職員の皆様は委託業務も多く、9,000人を超えた事業所では、従来が一番重要な個別相談や訪問ができなく、介護予防事業や虚弱高齢者や生活困窮者の早期発見による総合支援事業ができない現状にあるとお聞きしています。

また、包括職員の皆様は常勤で、対象人数が激減しても急激に減らすわけにはいかず、桜川おとしより相談センターは、大谷口おとしより相談センターへの移行が遅れたため、桜川おとしより相談センターが負担している状況で、委託料が半減しても人件費は同様に負担している状況とのことです。

そこで伺います。65歳以上の高齢者人口による委託料の算定であるならば、区内全事業所が均等な高齢者人口割になるよう、圏域の変更が望まれているところです。当初、名称に対する所在地が分かりづらいとのことで変更されたと理解していますが、委託料の算定について柔軟なご対応を頂きたいのですが、見解をお聞かせください。

○健康生きがい部長

おとしより相談センターの委託料の中心であります人件費については、職員1人当たりの担当人数を勘案し、所要人員を割り出し、算出を行っているところでございます。一方で、こうした算出では捉え切れない業務量の増加など、個々のセンターの事情を十分考慮し、加算を行っているところでございます。決して対象人口の減少により、比例して委託料が半減するようなことはありませんけれども、引き続ききめ細かな委託料の算定に当たってまいります。

○大野治彦

また、委託料算定基準を65歳以上の高齢者人口ではなく、実務上の算定、例えば相談対応人数や時間、個別訪問件数、出前講座の回数、サロン開設や参加人数など、実務で負担になる現象で算定するなど、検討をしていただくことはできないのか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○健康生きがい部長

ご指摘のとおり、おとしより相談センターの業務は、相談件数や訪問件数をはじめ、様々な数値で捉えることができるものと認識しております。委託料の算定基準につきましては、センター側からも様々なご意見を頂いているところでございます。今後も業務の実態を把握し、板橋区版A I Pの重要な拠点でございますセンターの運営経費の適正な算定に努めてまいります。

○大野治彦

ぜひよろしくお願いたします。ありがとうございます。

次に、スポーツ振興について質問いたします。

この写真が都立城北中央公園内の陸上競技場の写真です。後で説明いたします。

板橋区スポーツ推進ビジョン2025の基本目標に、区民の誰もが親しめるスポーツ環境の整備、健康でいつでもどこでもいつまでもスポーツに親しむことができる環境の整備、スポーツによる地域の活性化とにぎわいの創出、スポーツの持つ力によって地域を活性化し、地元への愛着とにぎわいを創出するとともに、区民の健康づくりを推進するとの基本目標が掲げられています。まさに都立城北中央公園内に存在する陸上競技場の再整備が、板橋区が掲げられている基本目標に合致する施設なのではないか

と思います。

こちらが城北公園の陸上競技場の写真ですけれども、私が中学生ぐらいまでは、夜になると照明灯がついていたんですけれども、今照明灯も上から切られていて、真っ暗な状態であります。都立城北中央公園内の陸上競技場の整備につきましては、現在板橋区が先頭となり、練馬区、豊島区、北区、荒川区と連携を図り、東京都建設局との協議を進めていただいております。

昨年9月15日には、自治体主催としては都内初となるオリンピックデーランが都立城北中央公園、上板橋体育館にて開催されました。小池東京都知事も駆けつけていただき、陸上競技場をはじめとするこの地域の現状をご理解いただけたのではないかと思います。また、区内外の多数の方々参加により、この場所の存在が認知されたのではないかとも感じました。その後、昨年の10月9日には、都庁にて坂本区長と小池都知事の意見交換会が行われ、都立城北中央公園内の陸上競技場の整備についての要望がなされましたこの様子は、ウェブ上でインターネット中継がされていました。

また、現在、東京都の公園協会が主催となり、公園の今後のあり方を検討するパークミーティングという協議体が発足し、板橋区からはスポーツ振興課長がメンバーとして参加しているとお聞きしています。坂本区長をはじめとする板橋区ご当局のご尽力で、この3年間で大きな変化が起きました。現在に至るまでの取組みと今後の具体的な取組みについてお聞かせください。

○区民文化部長

よろしく申し上げます。

まず、現在に至るまでの取組みについてですけれども、都立城北中央公園内の陸上競技場再整備の実現に向けては、昨年度から板橋区が中心となって東京都建設局と事前相談を進めております。昨年度は9月と12月に話合いの場を持ち、整備に当たっての課題を確認し合い、その後、今年度にかけて区としての考え方などを取りまとめ、東京都とも情報共有を図った上で、今年1月には改めて話合いを行ったところです。

また、昨年9月には地元の町会長や公園ボランティアの方々などが参加したパークミーティングにおいて、再整備の実現に向けた区のこれまでの取組み状況や施設整備の必要性などを伝え、今年2月の地元町会長会議では、練馬区とともに、再整備が実現した場合の利用者を含めた周辺環境に与える影響などを説明したところです。

このように東京都との話合いを継続していく中で、今年度は都立城北中央公園を活用したオリンピックデーランの開催及び同イベントへの小池都知事のご出席や、再整備の実現に向けた坂本区長から小池都知事への要望につながったものと考えております。

今後についてですけれども、東京都との話合いは今月下旬にも予定しております。引き続き再整備の実現に向けた取組みについて、板橋区の体育協会や陸上競技団体などとも連携を図りながら、板橋区が中心となって進めてまいりたいと思っております。

ます。

○大野治彦

ありがとうございます。今後も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

一方、公園周辺では、都立城北中央公園の拡張工事が行われております。また、石神井川の水を取水するための調節池の工事も進められています。事業認可により立ち退きを余儀なくされる方々への対応につきましては、現在、東京都建設局緑地部公園課との定期的な意見交換会の場をつくっていただいております、対象となる方々とのですね。今度も引き続き対象となる方への対応についてのご理解を頂きたいとお願ひをいたします。

また、工事中の調節池の上部利用につきましては、板橋区を通じて東京都関係部署に対して、公園を利用する方々への駐車場の整備、サッカーグラウンド等の施設整備についての要望を、完成するのは先であっても、早めのご対応を頂きたいと思ひます。そして、陸上競技場をはじめとする公園内のゾーニングが行われることが実現すれば、上板橋駅南口のロータリーの整備と連動し、東京メトロ小竹向原駅間の南北を結ぶ路線の運行をバス事業者が行っていただける可能性が大いにあるのではないかと思ひます。

以上3点についての見解をお聞かせください。

○都市整備部長

都立城北中央公園の拡張工事につきましては、平成26年から東京都が事業認可を取得しまして、用地取得を進めているところです。用地取得に関係します住民の方々の不安を少しでも軽減されるよう、今度とも意見交換の場を設けますとともに、住民の方々にご納得いただけるよう、一層の対応を引き続き東京都に要望してまいります。

それから、南北を結ぶバス路線の運行の可能性についてでございます。上板橋駅南口の再開発事業におきましては、駅前広場と川越街道を結ぶ都市計画道路の整備を行った場合には、駅から城北中央公園、それから小竹向原駅などへの南北方向のアクセスが向上することは、区としても非常に望んでいるところでありまして、バス路線の開設を期待しているところでございます。南北の交通アクセスを向上させ、公共交通サービス水準の低い地域の解消を図るためにも、引き続きバス事業者へバスの開設を働きかけてまいります。

○区民文化部長

調節池の上部利用についてでございます。現在、東京都が整備を進めておりますこの城北中央公園の調節池につきましては、エリアごとに第1期工事と第2期工事に分かれまして、第1期工事につきましては令和6年度に完成し、第2期工事につきましては、令和7年度以降に着手する予定と聞いております。今後も東京都と情報共有を図りながら、スポーツ施設等による調節池の上部利用についても、機会を捉えて要望してまいりたいと思っております。

○大野治彦

すみません、写真をちょっと飛ばしてしまって。こちらが城北公園の陸上競技場の写真ですけれども、こちらは今現在行われている城北中央公園の拡張工事の図です。赤い部分が現在、事業認可が4年前に下りまして、立ち退きが発生している状況です。大きさは東京ドームの約4.7個分の広さとなっております。黒い線で囲われている部分が、今都市計画決定がなされていて、いずれ事業認可が行われる地域です。かなり多くの方々が移転を余儀なくされる状況を迎えております。この間、板橋区の皆様には、東京都に対しまして取り次いでいただいて、話合いの場を持っていただいていることに心より感謝を申し上げます。

そして、こちらが現在、城北中央公園内にある石神井川の調節池の工事の風景です。かなり広い面積を有しております。調節池ですから、木を植えたりすることができなくなるとお思いますので、ぜひ上部利用については今後も引き続きご対応していただけますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

次に、地域センターの果たす役割について質問を致します。

平成17年に区民サービスへの影響がないことを条件に、出張所が6か所の区民事務所、18の地域センターに再編成され、15年がたちました。地域センターは区役所の分身であるのではと訴え、窓口業務をはじめとする各種業務を行うことが望ましいのではないかと求めてまいりました。地域センターは、地域の方々との触れ合う機会の多い最も身近な存在です。来年度から新たな地域センターとして新たな取組みが行われる予定となっております。平成17年に出張所が再編整備されてからの地域センターの果たしてきた役割と効果について、また来年度予定されている新たな地域センターの役割と効果についてお聞かせください。合わせて、この間、あり方検討会、所長会や現場で働かれている職員の皆様の声は反映されているのか、伺います。

○区民文化部長

平成17年の再編整備後の地域センターにつきましては、町会連合会の各支部への協力、青少年健全育成地区委員会及び地区環境行動委員会の事務局としての活動、それから集会室や区民集会所等の貸出しなど、地域コミュニティの推進拠点としての役割を担ってまいりました。こうした地域振興に特化した活動により、地域コミュニティの推進、青少年の健全育成、環境美化の推進、地域防災力の向上などに大きな効果を上げていると考えております。

令和2年4月から新たな地域センターとしてスタートいたしますが、この新たなセンターでは、個人、地域団体、区政との橋渡し役になり、区民の地域活動への参加や地域課題の解決に向けた地域団体等の連携づくりをサポートいたします。また、相談機能を強化することにより、日々の暮らしで困ったことやどこに相談したらよいか分からないことなど、多様な相談や要望をお受けし、関係機関の紹介、所管部署への引継ぎなどを含め、課題解決に向けた支援を行います。さらに、全センターでフード

ライブの常設窓口を実施し、回収した食品を子ども食堂に提供するなど、区民福祉の向上と地域の自治力UPに効果があると考えております。

この新たな地域センターに向けた検討ですけれども、地域センターのあり方を検討する過程で、検討会のメンバーに地域センターの所長が参加するとともに、地域センターの所長会、副所長会で毎月検討会の内容を説明して、意見を聞いてきたところがあります。また、地域センター所長、副所長等で構成するプロジェクトチームも設置するなど、地域センターの意見を十分に聞いて検討を進めており、新たな取組みに対し、職員の声は反映していると考えております。

○大野治彦

地域センターの存在の一つに、例えば先ほどもご答弁いただきましたけれども、街路灯の球切れ、ごみの不法投棄、自転車の不法投棄などの身近で発生している様々な問題を地域センターが受け止めて、各部署と連携を図っていただけることを知らない方が多いのではないかと思います。改めて区民の皆様にも周知することが必要なのではないかと思います。見解をお聞かせください。

○区民文化部長

地域センターでは、これまでも区政に対する要望や行政上の相談など、様々な相談業務を行っております。新たな地域センターとしてスタートすることを契機に、広く区民に周知を図ることが必要であると考えておまして、ホームページ等で周知するとともに、4月4日発行予定の広報いたばし魅力特集版で新たな地域センターの機能について周知する予定であります。

○大野治彦

今回、地域センターで、別のところにホールを有しない地域センターの人員が1名減、加員解消になっております。新しい取組みを行う予定の中での負担は生じないのか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○区民文化部長

地域センターは少人数職場でありますことから、平成28年度から試行的に6か所の地域センターで再任用職員1名の代わりに正規職員1名を過員で配置してまいりました。今回の地域センターのあり方を検討する中で事務量と職員配置についても検討しました結果、現在過員で配置している地域センターにつきましては、過員を解消し、再任用職員を配置することとなりましたが、現時点で過重な負担は生じないと考えているところです。

○大野治彦

ありがとうございます。

最後に、東京メトロ小竹向原駅1番出口へのエレベーター、エスカレーターの設置について質問いたします。

こちらが小竹向原駅の1番出口の写真です。平成27年6月9日に小竹向原駅1番出

口へのエレベーター、エスカレーター等の設置を求める要望書が、町会連合会大谷口支部、桜川支部より8,038件の署名が東京地下鉄株式会社本社に提出をされています。当日は両支部代表の方々と東京地下鉄株式会社に向い、早期実現に向けての要望をさせていただきます。当時はワンウェイ、ワンルート、設置されていない駅があるので、全駅への整備ができ次第、検討いただける旨の回答を頂いております。練馬区が2番出口への設置要望をしているともお聞きしています。2番出口は放射36号線が地面下に通っていますので、設置は困難であると思います。地域住民の皆様の長年にわたる要望です。早期実現に向けて引き続きご対応を頂きたいのですが、見解をお聞かせください。

○福祉部長

小竹向原駅1番出口へのエレベーター等の設置につきましては、周辺に医療機関等が存在しておりまして、高齢者や障がいのある方などの利便性の向上の観点から、区としましても平成27年1月に東京地下鉄株式会社へ要望書を提出し、それ以降も機会を捉え、要望を伝えているところでございます。本年3月に入りまして現状を確認しましたところ、地元要望も踏まえ、設置に向けて前向きに検討しているが、利用者数や周辺施設の関係のみならず、構造上の問題などの諸条件の解決に向けて協議を進めているところでありまして、時期や設置出口につきましては、現時点では未定とのことでした。

区としましては、1番出口への早期設置の実現に向けて、機会を捉え、継続的に要望してまいりたいと考えております。

○大野治彦

ありがとうございます。引き続きご対応いただきますようお願いを致します。

今回、総括質問をさせていただきましてご対応いただきました関係各部署の皆様には、丁寧なご対応を頂きましたことに心より感謝を申し上げます。

以上をもちまして質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）